

私たちは**不当労働行為**を許しません！

不当労働行為とは？

～不当労働行為とは、わかりやすく言えば、
「労働組合活動に対する妨害行為」のことです～



法律で決まっている5つの不当労働行為

(1)団体交渉拒否(2)不利益取り扱い(3)支配介入(4)経費援助(5)黄犬契約

支配介入への典型例

- 労働組合への加入の有無や、組合活動への参加の有無を尋ねるアンケート調査を実施すること
- 組合員に対して、「組合に加入していると昇進は難しい」などと述べて圧力をかけること
- 会社側による度を越えた組合批判発言

盛岡支社内のある職場では…

〇月〇〇日までに、賃金控除停止依頼書を提出するように！



まだ、組合に加入しているんだって？
上位職を目指すのであれば考えた方がいいよ！



不当労働行為には毅然と立ち向かおう！問題が起きた場合は、支部・分会役員までご相談ください！

「東北三地本」で今すぐ検索！！
誰でも簡単にアクセス出来ます！→→→

